

平成 19 年 10 月 5 日

各 位

大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目 13 番 15 号  
日 本 商 業 開 発 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 松 岡 哲 也  
(コード番号：3252 名証セントレックス)  
お問い合わせ先  
取締役管理本部長 入江 賢治  
TEL：06-4704-9407

## 新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 10 月 5 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募新株式発行の件

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 普通株式 1,200 株   |
| (2) 払 込 金 額              | 未定   |
| (3) 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 未定   |
| (4) 募 集 方 法              | 一般募集とし、インヴァスト証券株式会社、極東証券株式会社、エース証券株式会社、N I S 証券株式会社、岩井証券株式会社、S B I イー・トレード証券株式会社に買取引受させる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、払込金額決定後、払込金額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案したうえで、平成 19 年 10 月 29 日に決定するものとする。<br>ただし、引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (5) 引受契約の内容              | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申 込 期 間              | 平成 19 年 10 月 31 日（水曜日）から<br>平成 19 年 11 月 5 日（月曜日）まで  |
| (7) 払 込 期 日              | 平成 19 年 11 月 7 日（水曜日）  |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 受渡期日（株券交付日） 平成 19 年 11 月 8 日（木曜日）
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 300 株
- (2) 売 出 価 格 未定（平成 19 年 10 月 29 日に決定される予定）  
なお、上記 1. における発行価格と同一とする。
- (3) 売出人及び売出株式数 松岡 哲也 300 株
- (4) 売 出 方 法 インヴァスト証券株式会社に全株式を買取引受させる。  
ただし、上記 1. の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止とする。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 1 株
- (8) 株券受渡期日 平成 19 年 11 月 8 日（木曜日）
- (9) その他この売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前期各事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 募集・売出しの概要

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 発行新株式数及び売出株式数 |   |
| (イ) 発行新株式数        | 普通株式 1,200 株  |
| (ロ) 売出株式数         | 普通株式 300 株  |
| (2) 需要の申告期間       | 平成 19 年 10 月 22 日 (月曜日) から<br>平成 19 年 10 月 26 日 (金曜日) まで                            |
| (3) 価格決定日         | 平成 19 年 10 月 29 日 (月曜日)<br><br>(発行価格及び売出価格は、払込金額以上の価格で、<br>仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (4) 申込期間          | 平成 19 年 10 月 31 日 (水曜日) から<br>平成 19 年 11 月 5 日 (月曜日) まで                             |
| (5) 払込期日          | 平成 19 年 11 月 7 日 (水曜日)  |
| (6) 株券受渡期日        | 平成 19 年 11 月 8 日 (木曜日)  |

### 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,905 株
公募増資による増加株式数	1,200 株
公募増資後の発行済株式総数	11,105 株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 197,040 千円 (注) については、全額運転資金に充当する予定であります。

(注) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 (190,000 円) を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けております。しかしながら、当社は現在業容の拡大過程にあり、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のために投資等を行い、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、会社設立以来、配当の支払実績はありません。今後も当面利益配当を行わず、事業の効率化と事業拡大のための投資等を行う方針であります。しかしながら、将来においては財政状態及び経営成績を総合的に勘案のうえ、利益配当を検討する予定であります。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤を図るとともに、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当いたします。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益処分の具体的増加策

将来においては財政状態及び経営成績を総合的に勘案のうえ、利益配当を検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益	186,422.05円	8,217.10円	19,902.21円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
株主資本利益率	98.3%	40.3%	50.8%
株主資本配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 平成18年3月期及び平成19年3月期の数値については、アスカ監査法人の監査を受けておりますが、平成17年3月期につきましては、監査を受けておりません。
4. 当社は、平成17年9月30日付で株式1株につき30株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成18年5月2日付名証自規G第15号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当り純資産額 (円)	9,917.73	29,218.55	49,136.70
1株当たり当期純 利益金額(円)	6,210.69	8,217.10	19,902.21

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案した上で決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。